

浄水の定期水質検査項目と検査回数(水質基準項目)

新規項目	番号	項目名	基準値	① 検査を省略できるかどうかを判断する項目					② 検査の回数を判断する項目					給水栓以外での採水	番号	項目名	
				過去の検査結果が基準値の1／2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及び周辺の状況を勘案して検査の必要がないことが					検査回数の原則		回数を減らすことができる場合						
				明らかと認められる場合に省略できる検査項目	ただし、以下の場合は省略不可		ただし、以下の場合には省略できないこともある			●は回数を減らすことができない項目		連続的に計測及び記録がなされている場合	水源への排出源施設の設置状況から、原水の水質が大きく変動するおそれが少なく、過去3年間の結果が全て				
					海水を原水とする場合	オゾン処理浄水・次亜塩素酸消毒の場合	使用薬剤・資機材等の使用状況により	地下水の場合、近傍地域の地下水の状況により	湖沼等の停滞水を水源とする場合	1回/1月	1回/3月		基準値の1/5以下				基準値の1/10以下
	1	一般細菌	100個/ml						●					1	一般細菌		
	2	大腸菌	検出されないこと						●					2	大腸菌		
	3	カドミウム及びその化合物	0.003	○						○		○	○	3	カドミウム及びその化合物		
	4	水銀及びその化合物	0.0005	○						○		○	○	4	水銀及びその化合物		
	5	セレン及びその化合物	0.01	○						○		○	○	5	セレン及びその化合物		
	6	鉛及びその化合物	0.01	○			△			○		○	○	6	鉛及びその化合物		
	7	ヒ素及びその化合物	0.01	○						○		○	○	7	ヒ素及びその化合物		
	8	六価クロム化合物	0.02	○			△			○		○	○	8	六価クロム化合物		
	9	亜硝酸態窒素	0.04							○		○	○	9	亜硝酸態窒素		
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01							●				10	シアン化物イオン及び塩化シアン		
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10							○		○	○	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		
	12	フッ素及びその化合物	0.8	○						○		○	○	12	フッ素及びその化合物		
	13	ホウ素及びその化合物	1.0	○	×					○		○	○	13	ホウ素及びその化合物		
	14	四塩化炭素	0.002	○				△		○		○	○	14	四塩化炭素		
	15	1,4-ジオキサン	0.05	○				△		○		○	○	15	1,4-ジオキサン		
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	○				△			○		○	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		
	17	ジクロロメタン	0.02	○				△			○		○	17	ジクロロメタン		
	18	テトラクロロエチレン	0.01	○				△			○		○	18	テトラクロロエチレン		
	19	トリクロロエチレン	0.01	○				△			○		○	19	トリクロロエチレン		
	20	ベンゼン	0.01	○				△			○		○	20	ベンゼン		
	21	塩素酸	0.6							●				21	塩素酸		
	22	クロロ酢酸	0.02							●				22	クロロ酢酸		
	23	クロロホルム	0.06							●				23	クロロホルム		
	24	ジクロロ酢酸	0.03							●				24	ジクロロ酢酸		
	25	ジブロモクロロメタン	0.1							●				25	ジブロモクロロメタン		
	26	臭素酸	0.01	○	×					●				26	臭素酸		
	27	総トリハロメタン	0.1							●				27	総トリハロメタン		
	28	トリクロロ酢酸	0.03							●				28	トリクロロ酢酸		
	29	ブロモジクロロメタン	0.03							●				29	ブロモジクロロメタン		
	30	ブロモホルム	0.09							●				30	ブロモホルム		
	31	ホルムアルデヒド	0.08							●				31	ホルムアルデヒド		
	32	亜鉛及びその化合物	1.0	○			△				○		○	32	亜鉛及びその化合物		
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	○			△				○		○	33	アルミニウム及びその化合物		
	34	鉄及びその化合物	0.3	○			△				○		○	34	鉄及びその化合物		
	35	銅及びその化合物	1.0	○			△				○		○	35	銅及びその化合物		
	36	ナトリウム及びその化合物	200	○							○		○	36	ナトリウム及びその化合物		
	37	マンガン及びその化合物	0.05	○							○		○	37	マンガン及びその化合物		
	38	塩化物イオン	200						○			○		38	塩化物イオン		
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	○							○		○	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		
	40	蒸発残留物	500	○							○		○	40	蒸発残留物		
	41	陰イオン界面活性剤	0.2	○							○		○	41	陰イオン界面活性剤		
	42	ジェオスミン	0.00001	○				△	△(注)					42	ジェオスミン		
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	○				△	△(注)					43	2-メチルイソボルネオール		
	44	非イオン界面活性剤	0.02	○							○		○	44	非イオン界面活性剤		
	45	フェノール類	0.005	○							○		○	45	フェノール類		
	46	有機物(全有機炭素の量)	3							○		○		46	有機物(全有機炭素の量)		
	47	pH値	5.8～8.6							○		○		47	pH値		
	48	味	異常でない							○		○		48	味		
	49	臭気	異常でない							○		○		49	臭気		
	50	色度	5度以下							○		○		50	色度		
	51	濁度	2度以下							○		○		51	濁度		

(注)：(41)ジェオスミン及び(42)2-メチルイソボルネオールの検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。